

平成25年度

# 事業計画書



社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会

# 目 次

基 本 方 針 .....	1
I 企画調整部門	
総 務 係 .....	2～4
地域福祉係 .....	5～10
II 総合相談・支援部門	
地域包括支援センター事業 .....	11～14
紀北障がい者総合支援センター事業 .....	15～20
III 介護サービス部門	
居宅介護支援事業所 .....	21
訪問介護事業所 .....	22～23
訪問入浴事業所 .....	24
尾鷲社協デイサービス “いきいき” .....	25
輪内デイサービスセンター .....	26～27
IV 輪内高齢者サービスセンター .....	28

## 基本方針

社会福祉法人は、社会福祉法に定める社会福祉事業を担うだけでなく、地域におけるさまざまなニーズに広く対応し、制度の狭間も含めて柔軟な支援を行うことを本来の目的としています。

地域社会のみならず、住民生活の課題の一つとして、高齢者の独り暮らし世帯を含め、社会的孤立が広がっており、経済的困窮とも関わりのなかで問題が深刻化しています。

本市も例外ではなく、高齢化率が 37% とすでに高齢者社会となっており、福祉関連課題だけではなく、市全体での取り組みが求められる課題の一つと言えます。

この課題に対して、尾鷲市は、「第 6 次総合計画」のなかで、5 つの基本構想のうち、“みんなが共に支えあい暮らせるまち” みんなが安心して穏やかに暮らせるまち” を掲げ、取り組んでいます。

本社協においては、地域での住民懇談や関係各機関・団体等を通じて、多様化している福祉課題を把握し、今必要なこと、今後必要なこと等整理し、これらにどう取り組むのか、さらに社協だからこそできる制度の隙間を埋めるサービスをどう造り、育てていくのかを地域の皆さんと共に考え実行していきます。

「尾鷲で安心して心豊かに暮らしたい」というみんなの想いを具現化していくため、本社協の基本理念である「誰もが安心して生活できるまちづくりを進めていく」をモットーに、地道かつ有効的に地域福祉活動に取り組むとともに、広報・啓発活動の強化を含め、さらなる地域福祉の充実をめざし、意欲的に取り組んでいきます。

## 重点項目

- 法人運営の基盤整備
- 地域福祉活動の推進
- 総合相談支援体制の充実
- 広報・啓発活動の推進
- 共同募金運動の推進
- ボランティア活動及び福祉教育の推進

# I 企画調整部門

## 1 総務係

### 1. 社協活動体制の強化

#### (1) 会務の運営

- ①. 役員会の開催
  - 理事会 (年4回)
  - 評議員会 (年4回)
- ②. 必要な部会・委員会等の設置と定期的な開催
- ③. 定期的な監査の実施 (年4回)

#### (2) 事務局体制の強化

- ①. 所属長会議の充実による事業強化と各係及び社協輪内分室との連携強化及び総合調整
- ②. 各係参画による事業経営検討会議の定期的な開催と中期長期事業計画の策定
- ③. 介護事業等の必要な職員の確保と介護支援専門員、介護福祉士等専門資格取得の奨励
- ④. 職員研修体制の強化・充実
  - イ. 初級、中堅職員研修、管理職員研修等への参加
  - ロ. 職員の意識改革と資質向上を図るための職員研修及び課題別研修
  - ハ. 安全運転講習の開催、救急講習等への参加
  - ニ. 東海北陸ブロック及び県等の研修会への参加
- ⑤. 事務処理の効率化
- ⑥. 新会計基準への対応及び適切な会計処理と経営体制の確立
- ⑦. 情報公開に対応した文書管理と個人情報の保護

#### (3) 災害時における避難者安全確保体制と資機材の確保

- ①. 災害時における職員災害応急体制の確立と有事における避難者受入
- ②. 災害時活動機材の備蓄
- ③. 小災害に対する見舞い、日用物資の援助
- ④. 各係協働で災害を想定した災害訓練の実施及び対応マニュアルの作成

- (4) 尾鷲市福祉保健センター、輪内高齢者サービスセンターの管理・運営
  - ①. 尾鷲市より施設指定管理者の指定を受け、効果的な管理運営を行う。
  - ②. 館内施設機能の有効活用及び利用者のニーズの把握と適切な対応
  - ③. 地域福祉、保健向上、市民交流のための有効な活用
  - ④. 市民交流センターとして効果的な有効利用
  - ⑤. 災害時における避難収容施設として受け入れ体制の整備

## 2. 地域福祉財源の確保

- (1) 公的財源の確保
  - 委託事業及び補助事業の確保
- (2) 自主財源の確保
  - 善意銀行寄付金品の受配と地域福祉基金の効果的な運用

## 3. 近隣社協の連携強化

- (1) 近隣社協との連携強化と協力体制の強化を図り、研修会の開催や広域的な活動の展開、災害時協力体制の推進
- (2) 市町社協地域会議の参加により、活動の連携を強化

## 4. 福祉団体活動との連携と活動支援

- (1) 尾鷲市老人クラブ連合会との連携と支援
  - ①. 老人クラブ連合会活動と連携した効果的な事務・事業の実施
  - ②. 高齢者友愛訪問事業への支援
- (2) 民生委員児童委員協議会活動との連携強化
- (3) 尾鷲市遺族会との連携と支援
  - ①. 尾鷲市戦没者追悼式の共催

## 5. 介護事業所の経営改善

- (1) 介護事業所の経営改善
  - ①. 「経営体」としての採算性・効率性
  - ②. 社協が介護保険事業を行う必要性

## 6. 苦情解決体制の構築

- (1) 苦情相談室の運営
  - ①. 苦情解決体制の確保
  - ②. 苦情解決責任者・苦情解決担当者の設置
- (2) 第三者委員の委嘱
- (3) 第三者委員会の開催（随時・定期委員会年2回開催）

- (4) 第三者委員の研修（年1回）
- (5) 苦情内容の記録、保存の管理
- (6) 運営適正化委員会等の関係機関との連携、報告
- (7) 事業所内での職員研修の開催
- (8) 職員の質の向上、苦情の透明性の確保
- (9) 住民への情報提供・広報活動、事業所内でのポスター掲示
- (10) 地域からの要望、意見、苦情を吸い上げられる体制づくり

## 2 地域福祉係

### 1. 地域福祉活動推進事業

#### (1) 地区福祉委員会の活動しやすい体制づくり

- ①. 「高齢者ふれあいサロン」及び「あったかふれあい訪問活動」を通じた地域における見守り活動の維持
- ②. 社協会費等による委員会活動の資金支援
- ③. 新規結成に向けての懇談会開催と初回活動への企画活動支援
- ④. 研修会を通じた新たな取り組みの開発
- ⑤. 安心安全な活動への支援強化  
「高齢者ふれあいサロン」及び「あったかふれあい訪問活動」開催時のボランティア行事用保険加入の啓発強化
- ⑥. 世代や地域を超えた地域活動  
赤い羽根共同募金の「世代間交流助成金」の活用を促進し、世代を超えたつながりをさらに深める。
- ⑦. 地区間の連携を強化するための各種会議の充実  
イ. 地区合同座談会を開催（年複数回）  
ロ. 代表者懇談会を年1回（1月）開催

#### (2) 地域活動の担い手確保の促進

現任の地区福祉委員会の後継者不足の課題や、新たな地区福祉委員会発足にむけ、紹介カードの推進で、地域の人材を発掘する。

- ①. 紹介カードの作成と促進
- ②. 官公庁など、ボランティア休暇が認められる事業所に対し活用を促進し、地域活動への理解を深める。

#### (3) コミュニティーワーカー・社協マンとしての資質向上

積極的に他市町社協の活動を積極的に学びや他社協職員との交流を深め、職員の資質向上を図る。

○全国社会福祉協議会コミュニティーワーク研修

## 2. 赤い羽根共同募金運動の推進『じぶんの町を良くするしくみ』づくりの強化

### (1) 地域を巻き込んだ募金活動基盤の強化

- ①. 地域を巻き込んだ募金活動の現状を把握し、自治会をはじめとした、各協力団体との連携や広報啓発を年間を通じて行う。
- ②. 戸別募金・街頭募金・イベント募金活動での積極的な市民へのPR活動
- ③. 市内の企業、団体、官公庁など、職域募金・事業所募金の維持・拡大を目指す。
- ④. 福祉教育の観点から学校募金活動と配分事業への参加を促し、子どもたちや、その保護者に関心をもってもらう。
- ⑤. 配分を受ける団体への募金活動の推進
- ⑥. 尾鷲市共同募金委員会の充実  
年2回の委員会開催と、適正な配分金事業の実施

### (2) 募金配分金による事業の充実

- ①. 世代間交流事業（二次配分金事業）  
世代を超えた人と人のつながりをもてる町づくりを目的に、既存の自治会組織で実施している行事等に対し、資金の支援配分を行う。  
1団体：上限3万円までの助成（5団体）
- ②. 障がい児者団体への配分金事業  
地域で当事者やその家族が社会参加や自立をするため開催している活動や各種行事に対して、その活動の維持・充実を図るために二次配分を行う。  
1団体：上限5万円までの助成
- ③. おしゃべりほのぼのサロン事業の実施  
地域の高齢者同士が、交流や健康づくりを通して、生きがいをづくり、孤独感の解消を図る。  
尾鷲 地区：月2回 福祉保健センター  
九鬼 地区：月1回 九鬼コミュニティーセンター  
早田 地区：月1回 早田コミュニティーセンター  
須賀利地区：月1回 須賀利コミュニティーセンター
- ④. 福祉協力校の福祉教育の充実  
福祉協力校（指定11校）への助成金支援 【上限：1校5万円】
- ⑤. 子育て支援事業  
各関係機関の情報共有と協働を図り、地域に住む子育て世代の住みやすいまちづくりをめざす。  
イ. 子育てグッズ 『無料レンタル』  
(チャイルドシート、ベビーカー、ベビーベッド)  
ロ. 子育て応援 『リサイクル』(自宅で不要になった物品の仲介)



ハ. 子育てママの仲間づくりや子ども遊び場として、児童コーナーの自由開放デー開催

第2土曜日(13:30~15:00) 第4月曜日(9:30~11:00)

ニ. パパママ安全講習会の開催(託児付講習会)

万が一の子供の事故や急病に備えた応急手当の講習会を開催する。

講師: 日本赤十字社職員 回数: 年1回(2月開催予定)

ホ. 子どもイベントの開催

夏休み・冬休みを活用した福祉教育を充実する。(7月下旬・12月上旬)

ヘ. 子育て情報コーナーの充実と絵本の貸出

福祉保健センターロビーに情報コーナーを設置し、絵本の貸出を行うとともに、市内の子育て情報を発信する。

ト. 子育て支援事業担当者懇談会の開催(年2回 6月、3月)

担当者同士の連携・行事予定・講師等の情報を共有する。

### 3. ボランティアセンター事業

#### (1) ボランティア相談の充実

- ①. 相談機関としてのPR活動とコーディネート力の強化に努める。
- ②. コーディネーターとして積極的に地域に出向き、ニーズの掘り起こし、低迷化するボランティア活動の見直しや新たなボランティアの形を知り、地域に見合った企画立案の実施強化に取り組む。

#### (2) ボランティアセンターの機能強化と活動支援

- ③. ボランティアセンターをはじめとする外部からの助成金情報など、ボランティアセンター登録団体に対し、メーリングリストを活用した情報発信を積極的に行っていく。
- ④. 各ボランティア団体がお互いを知り、交流を図るとともに市内のボランティア活動が活発になっていくよう、団体の代表者懇談会、またボランティア全員を対象とした交流会・研修会を実施する。
- ⑤. 各団体が活動しやすい体制づくり
  - イ. ボランティア室の有効活用のPRと使用しやすい環境を整備する。
  - ロ. 機材等の貸出しにより、活動が充実するよう支援する。
  - ハ. 万が一の事故に備え、ボランティア保険加入に対し助成支援をする。  
(一人あたり100円助成)
- ⑥. ボランティア団体助成金事業  
希望するボランティア団体に対し、その団体の活動の充実を図る為、助成金支援をおこなう。【上限:2万円】

(3) 災害体制づくり

ボランティアセンターが中心となって、研修会等に積極的に参加し、知識を習得して社会福祉協議会全体として取り組む。

(4) 各種講座の開催

①. シニア向け講座の開催

地域の元気なシニア世代が、いきいきとしたシニアライフが送れるよう、生活に必要な各種講座を開催する。

対象者：一般市民 回数：年1回

②. しゃきょう、子ども講座の開催

福祉教育の観点から、子ども達の中にやさしさと思いやりの心を育み、地域社会の一員として学習してもらうよう、様々な体験講座を開催する。

対象者：小中学生 回数：年2回

(5) 全国校区・小地域福祉活動サミット in みえ への参加 【新規】

本年11月28日に、「全国校区・小地域福祉活動サミット in みえ」が三重県内で開催予定となっており、三重県社協が中心となって開催する部会部員として、他市町社協とともに企画運営に参加する。

#### 4. 福祉教育事業の推進

(1) 協力校との情報交換・相互理解のため連絡会議の開催 年1回（6月上旬）

(2) 福祉教育・ボランティア体験事業の実施

(3) 資格取得に関する研修希望者および実習生の受入と支援

(4) 市民向けの福祉教育の講座開催

(5) 小中学校の児童生徒を対象とした福祉作品コンクール募集

市内小中学校の児童生徒を対象として、福祉作品コンクール(作文・標語・絵画)を開催する。

選考委員会を経て決定した入賞作品については、社会福祉大会にて表彰・朗読発表(作文)等を行う。夏休みの課題として、また、子ども達から見た福祉事業についての認識を深めてもらうための作品づくりとしたい。

#### 5. 社協会員制度の推進

市民から理解が得られるよう、さらに事業内容を精査し、関係団体や関係者に対し、理解の輪を広げ積極的に働きかけを行っていく。

#### 6. 総合相談事業

社会福祉協議会としてのあらゆる相談への対応と関係機関との調整を図る

## 7. 資金等の貸付事業の実施

- (1) 生活福祉資金(実施主体：三重県社会福祉協議会)  
福祉金庫一時貸付金(実施主体：尾鷲市社会福祉協議会)の貸付相談
- (2) セーフティネットとしての貸付相談強化
  - ①. 各関係機関と連携と相談支援体制の充実
  - ②. 就労相談、就労後のフォローアップの強化
  - ③. 新規貸付者および滞納者への計画的な償還のための訪問相談支援

## 8. 援護事業の実施

- (1) 災害に対する援護活動
- (2) 子どもの日すこやか事業（児童支援事業）
- (3) 小学校卒業記念品贈呈事業（母子父子支援事業）

## 9. 日赤募金運動への協力

- (1) 募金協力団体・協力員との連携強化と日赤募金活動の実施
- (2) 災害時の日赤奉仕団活動の推進
- (3) 赤十字義援金及び救援物資の取り扱いと配布
- (4) 救急法講習会の開催
- (5) 地区行事での炊き出し訓練指導

## 10. 福祉団体活動支援

身体障がい者互助会活動支援（役員会、総会、新年会、交流会、研修会等）

### 11. 貸館業務の実施

福祉保健センターが有効活用されるよう、利用しやすい貸館管理

### 12. 各種大会等の開催

- (1) 尾鷲市社会福祉大会開催と内容の充実  
市内小中学校の児童生徒を対象とした福祉作品コンクール(作文・標語・絵画)の表彰・朗読発表(作文)を行うことで、福祉大会の充実と児童の保護者など、若い世代の市民に対し、福祉への関心を高める機会にする。
- (2) 尾鷲市ふれあいスポレク祭2013の開催  
障がいの有無に関わらず、スポーツ・レクリエーションを通して交流する機会を提供し、障がいのある者の健康維持・機能の向上を図ると共に、地域住民が「障がい」について理解を深め、障がいのある者の地域社会への加入促進を図ることを目的に開催する。

### 1 3. 紀北地域権利擁護センター事業（三重県社会福祉協議会受託事業）

- (1) 充実した利用者支援の実施
  - ①. 利用者との信頼関係の構築とプライバシー保護
  - ②. 聞き取り調査による状況把握
  - ③. 利用者本位に基づいたサービス計画の立案と適切な支援
  - ④. 定期的な利用に関する本人の意思確認と計画の修正
  - ⑤. 各種預かりサービスの適正な管理と定期監査の実施
  - ⑥. 法人後見等を見据えた、利用解約者に対する助言支援
- (2) 困難ケースへの迅速な対応
- (3) 他機関との連携

行政、地域包括支援センター、紀北地域障がい者総合相談支援センター「結」  
介護サービス事業所、居宅介護支援事業所、等との連携の強化
- (4) 専門員・生活支援員としての資質向上

支援技術などの資質向上にむけた、専門員・生活支援員研修の開催
- (5) 月1回の締結審査会への出席

### 1 4. 成年後見人制度における利用者支援事業

- (1) 事業概要
  - ①. 成年後見人制度に関する一般相談
  - ②. 広報啓発
  - ③. 社協の法人後見受任に関する事業
- (2) 受任ケースの具体的支援
  - ①. 利用者との信頼関係の構築とプライバシー保護
  - ②. 身上監護による日常生活の見守り
  - ③. 日常の金銭管理及び必要な行政諸手続き
  - ④. 適正な財産管理
  - ⑤. 裁判所等への適正な報告
  - ⑥. 適正な監査の実施（年1回程度）

## II. 相談支援部門

### 1 地域包括支援センター（受託事業）

#### [基本方針]

尾鷲市の高齢者が住み慣れた地域で、できる限り要介護状態にならないように、「地域包括ケア」の考え方を基本とし、保健・医療・福祉サービスをはじめ、多様な支援を包括的かつ継続的に提供していく。また、配置している各専門職種の専門知識や技能など質の向上に努め、ネットワークの充実と連携を強化し個別ケアを実施する。

【実施主体】 紀北広域連合、尾鷲市

【事業種目】 包括的支援事業、任意事業

#### [重点目標]

- (1) 認知症患者や家族が安心して生活し支え合いができるまちづくりのため、関係機関や機域との協働を目指す。
- (2) 地域に不足しているサービスのニーズ調査やそれに伴う社会資源およびサービスの開発や導入にむけての働きかけを行っていく。
- (3) 地域活動や介護保険サービス以外の介護予防事業の周知を図り、早期から対象者自身が積極的に介護予防を実施できるよう推進していく。

#### [人員配置]

保健師	1名	
社会福祉士	3名	(1名はケアプラン作成担当)
主任介護支援専門員	2名	
社会福祉士主事	1名	(ケアプラン作成担当)
事務員	1名	
	合計	8名

#### 1. 包括的支援事業

##### (1) 総合相談支援

地域に住む高齢者が安心して暮らしていけるよう、専門的に問題解決に導く機能を確立し、関係機関との連携、ネットワークの構築を図っていく。

###### ①. 総合相談窓口の設置

地域の高齢者および関係者を対象として、総合的な相談窓口を設置し、包括的な相談援助を行う。

###### ②. 地域包括支援センターの周知

尾鷲市社会福祉協議会の広報誌への記事の記載「包括だより」の発行や事業

における訪問活動を中心に地域包括支援センターの周知を図っていく。

### ③. 地域ケア会議の開催

支援が必要な高齢者を地域・個人で支えるため、関係機関と地域が協働する支援体制を築いていくための会議を開催する。

## (2) 権利擁護

地域に住む高齢者が権利を侵害されることなく尊厳ある生活と人生を送れるよう高齢者本人の権利を擁護していく。

### ①. 高齢者虐待の防止

イ. 高齢者虐待相談窓口の設置及び高齢者虐待防止に関する周知・啓発を行うとともに行政担当部局（市役所福祉保健課高齢者・児童係）及び関係機関と連携して問題の解決を行う。

ロ. 福祉・医療関係者を対象に高齢者虐待防止に関する体制整備を行うためマニュアル原案の検討や意見交換会を開催する。

### ②. 認知症高齢者への支援

イ. 認知症サポーター養成講座を開催する。

ロ. 医療機関への働きかけを行い、認知症患者を地域で支えるための体制を整えていく。

ハ. 認知症があり徘徊する高齢者を地域で見守る「見守りネットワーク」の構築等に向けた支援活動を実施する。

ニ. 「認知症高齢者見守り連絡票」【新規】により徘徊による行方不明や事故などのリスクが高い高齢者についての情報を、事前に関係機関へ文書により提供する。

### ③. 福祉制度の活用

イ. 必要に応じて地域福祉権利擁護事業の活用を支援する。

ロ. 必要に応じて成年後見制度の活用を支援する。

ハ. 出前講座を開催し、各種制度の説明を行い利用を支援する。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が円滑で一体的なサービス利用や高齢者の状況やその変化に応じて継続的な支援が受けられるよう、福祉・保健・医療の各専門機関及び専門職種のネットワークを構築していく。

### ①. 地域包括ケア会議の開催

尾鷲市より委嘱された行政・福祉・保健・医療関係者等を委員として、地域ケア・介護予防・生活支援の観点から、介護保険外のサービス提供等も必要な高齢者を対象に、効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整や地域ケアの総合調整の推進を行う。

②. 居宅介護支援事業所連絡会議の開催（年4回）

市内及び近隣の居宅介護支援事業所の代表等の参加を集い、研修会、事例検討会、ケアマネジャーの交流会等を実施する。

③. 関係機関との連携体制づくり

病院や施設への入退所（院）に際して、在宅と施設・病院の間で継続的なケアマネジメントを実施し、地域での生活が円滑に行えるよう支援する。

④. 研修会の開催

居宅介護支援事業所やサービス事業所向けに研修会を開催する。

（4）介護予防ケアマネジメント

加齢に伴う身体状況及び環境の変化に応じて、さまざまな社会資源を活用しながら、高齢者ができる限り要介護状態とならず、自立した生活が送れるよう介護予防をマネジメントするとともに、予防についての重要性を周知する。

①. 要支援認定者の介護予防ケアマネジメント

毎月、約210名の利用対象者を見込み、約160名の予防ケアプランを地域包括支援センターで作成し、約50名の予防ケアプラン作成を居宅介護支援事業所に委託する。

②. 二次予防事業対象者の介護予防ケアマネジメント

イ. 二次予防事業対象者からの事業への参加意向のある者に対してケアマネジメントを実施し必要に応じて介護予防計画の作成及び訪問による介護予防指導を行う。

ロ. 介護保険非該当者及び相談者のうち基本チェックリストに該当された方は二次予防事業（介護予防教室など）への指導や動機づけ支援を行う。

ハ. 一次予防事業やサロン活動等のインフォーマルサービスを紹介し、高齢者が心身の状態に合わせ、切れ目なく介護予防が行えるよう支援する。

## 2. 任意事業

（1）介護給付費等費用適正化事業

①. ケアプラン点検事業（紀北広域連合主催）

ケアプランの内容が「自立支援」に資する適切な内容となっているか等、ケアプラン作成者の介護支援専門員とともに検証確認しながら、良い気づきを促すことにより質の高い高齢者支援となることを目的とする。

（紀北広域連合、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターの主任介護支援専門員で実施）

## (2) 家族介護支援事業

### ①. 介護者への支援

- イ. 高齢者を介護する家族の精神的負担軽減と相互の情報交換を目的とした交流会を開催する。(年4回)
- ロ. 介護者の介護技術の向上にむけ、介護負担を軽減させるための研修会を開催する。
- ハ. 認知症の者を介護されている家族者間の交流や介護助言を目的に「つどい・交流会」を開催する。(NPO法人HEART TO HEART三重支部共催)

## (3) 福祉用具・住宅改修利用支援

### ①. 福祉用具の利用支援

福祉用具の利用について、相談・助言及び利用支援を行う。

### ②. 住宅改修の利用支援

住宅改修に関する相談・助言及び住宅改修にかかる必要書類の作成を行う。

## 3. その他

### (1) 各種研修会への参加

### (2) 各種会議への出席

- ①. 地域包括支援センター運営協議会 (年2回)
- ②. 東紀州地区、地域包括支援センター連絡会議 (年1回)
- ③. 東紀州・伊勢地区、地域包括支援センター連絡会議 (年1回)
- ④. グループホームわらべ運営推進会議
- ⑤. グループホームしあわせ運営推進会議
- ⑥. あいあい日向グループホーム運営推進会議
- ⑦. あいあい日和グループホーム運営推進会議
- ⑧. グループホームあいあい運営推進会議
- ⑨. グループホーム南風運営推進会議
- ⑩. グループホームゆりかご運営推進会議
- ⑪. 地域密着型小規模特別養護老人ホームあかつき運営推進会議
- ⑫. 小規模特別養護老人ホームあさひ運営推進会議
- ⑬. 養護老人ホーム聖光園入所判定委員会

### (3) 定例ミーティングの実施 (地域包括支援センター内の打ち合わせ)

- ①. 新規相談ケースについての検討 (毎月10日頃)
- ②. 各自担当ケースについての相談・報告 (毎月10日頃)

### (4) 事例検討会の開催 (行政等関係機関との担当者会議)

- ①. 処遇困難ケースの事例検討会 (適宜)
- ②. 虐待対応ケースの事例検討会 (適宜)



## 2 紀北地域障がい者総合相談支援センター(受託事業)

### [基本方針]

障がい者のライフステージに応じた地域生活を支援するために福祉サービスの利用援助（情報の提供、日常生活の相談・援助等）を障がい者の身近な地域で行う。また、地域で安心した生活を継続し、障がいの有無により、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するという総合支援法の理念にもとづいた相談支援を展開する。

#### 【事業主体】

市町（尾鷲市・紀北町） / 三重県

#### 【事業種目】

紀北圏域障がい者地域生活相談支援事業・日中一時支援事業（尾鷲市・紀北町）

障がい児等療育相談支援事業（三重県健康福祉部）

ジョブサポーター事務局運営事業（三重県生活部）

### [重点目標]

#### (1) 地域に出向いた相談支援（アウトリーチ）の実践

これまで実践してきた市町や事業所、学校、医療機関などの関係機関とのネットワークや社会資源の開発等を基礎として、地域に出向き、深刻な生活問題を抱えていたり、制度の狭間で支援につながりにくい障がい者や家族に対する継続的・計画的な支援を行う。

また、関係機関にも出向いてさらなる連携に努めるとともに、関係団体や一般市民の方々への障がい理解や相談支援センターの周知・啓発活動に取り組む。

#### (2) 療育活動の充実

14年目になる療育教室（すまいる教室）を充実させるためクラス人数を調整し、手厚く療育する。また、目的にあった集中的な療育教室や、出張教室にも取り組める人員配置や体制を整える。

自宅訪問による相談支援や、保育園・学校・福祉サービス事業者等との連携を強化する。

#### (3) 自立支援協議会活動の充実

「みんなが声を出して仲間と一緒に自分たちがつくるまち」をスローガンに行っている各部会活動を継続するとともに、活動内容をまとめ、紀北自立支援協議会本会へ提案し、地域の課題や解決策を検討していく。

計画相談が開始されたことに伴い、相談支援部会で圏域の相談支援体制準備や相談支援従事者のスキルアップに努める。

## [人員配置]

- 相談支援員 5名 …社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、保健師等  
(正規3名、嘱託1名、時給1名)
- 療育指導員 …保育士  
(時給職員1名・ボランティア2名)
- 非常勤講師 2名 …言語聴覚士、作業療法士
- ピアサポーター・ジョブサポーター (有償ボランティア)

### 1. 紀北圏域障がい者地域生活相談支援事業 (尾鷲市・紀北町)

#### (1) 総合相談支援

地域で生活する障がい者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。

- ①. 制度体系や各種サービスの内容について資料などを活用しながら分かりやすく情報提供や助言を行う。必要に応じて申請や利用手続きの援助を行う。
- ②. 来所や電話での相談支援の他、自宅や日中活動の場、医療機関等へ積極的に訪問して相談支援を実施する。
- ③. 相談の内容に応じて、各専門機関や広域的な機関の情報提供、紹介を行う。
- ④. 生活が維持できるだけでなく、生活の質を高めてもらうよう、清潔の保持・健康管理・余暇活動等に関して情報提供や助言を行う。また、スケジュール帳や金銭管理表等の活用や地域の一員としての社会参加の機会が持てるように助言する。
- ⑤. 総合支援法施行に伴い、制度の谷間のない支援を提供する観点から難病患者等が新たに加わることから福祉サービス等の利用相談に応じるなど支援していく。

#### (2) 計画相談支援・障害児相談支援

市町委託の相談支援センターの業務を行いながら、計画相談の業務を行う場合、委託業務に支障がないように、兼務の相談員は、困難事例や継続的にかかわったケースなどについて実施するとともに、別途、専任の相談員を置いて実施する。

計画作成にあたっては、本人および家族等の状況や希望・困り事を聞き、一緒にこれからの目標や課題について整理する。その上で本人の強み(ストレングス)や本人の意欲・主体性の向上(エンパワメント)の視点を大切にした計画相談を行う。

#### (3) 地域移行支援・地域定着支援

障害者が住みなれた地域を拠点として、本人の意向に即して充実した地域生活を送ることができるよう病院や施設から地域へ移行するまでの6か月間(移行支援)と移行後の1年間(定着支援)に個別の移行計画に沿った手厚い支援を実施する。

- ①. 病院や施設との調整、市町との連絡調整
- ②. 利用者との契約
- ③. 地域移行計画の作成
- ④. 病院や施設訪問、同行支援、日中の活動の場の体験利用、外泊支援等
- ⑤. 移行支援会議の開催・関係機関調整
- ⑥. 地域への啓発活動
- ⑦. 常時の連絡体制と緊急時の支援
- ⑧. 基本相談支援への連携

三重県の「地域移行・定着支援体制整備事業」が終了するため、1 事業所としての個別支援事業を実施しながら、関係機関との連携を深め、事業実施の課題等を検討も含めた姿勢で取り組む。

#### (4) 個別支援会議や地域ケア会議の開催

多くの問題をかかえている方や深刻な問題に直面している者の個別支援会議を開催し、関係機関と連携協力して問題を整理していく。支援会議の積み重ねから、地域に多い事例を集めて地域課題として検討する地域ケア会議などにつなげていくように努める。

#### (5) 地域自立支援協議会の部会運営

障がい者の相談にのる中で、個別の対応では解決できず、地域全体で考えていかなければならない障がい者を取り巻く地域の課題について、当事者の参加を促しながら、官民共同で解決策を考えていくしくみをつくる。

平成24年度に行なった当事者参加の部会活動をさらに充実させ、新しいテーマにも取り組みたい。

加えて、地域自立支援協議会本会に当事者・保護者・支援者・一般市民等が、自分たちが考えた課題の解決策や要望を提案し、支え合いができるまちづくりをめざしていく。

部 会 名	開催回数	活 動 内 容
運営部会	年10回以上	部会や本会の準備、連絡調整、本会に提案する方法・資料作成について学習する。
(課題解決の部会活動) くらし部会 相談部会	2部会をそれぞれ必要回数	テーマに沿って、話し合いや学習をし、出された意見を課題として整理、検証して、解決策を検討していく。自分たちでできること、行政への相談事項などを分けて考える。
相談支援部会	必要回数	計画相談・地域相談などの課題を話し合い地域に必要な体制を整備する

地域移行支援協議会 (仮称)	必要回数	ピアサポーターの活用、グループホーム の設立などの課題について話し合う。
-------------------	------	---

(6) 権利擁護のための必要な援助

人権意識を高く持ち、障がい者の人格や個性を尊重し、権利を擁護する活動を行う。

- ①. 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用について支援する。
- ②. 虐待防止の窓口の一端を担うとともに、予防的な相談支援活動を行う。
- ③. 定着支援センターや保護観察所と協力し、触法障がい者の支援の一端を担うとともに、予防的な相談支援活動を行う。

(7) ピアカウンセリング・セルフヘルプ等の育成支援

障がいや病気を理解し受け入れて、共存していくには、仲間の力が有効であるため、ピアサポーターが地域で暮らす障がい者に対して支援活動を行うための態勢づくりや助言を行う。さらには、社会資源の少ない紀北地域での地域生活 支援の担い手として定着させるよう支援する。

具体的には、紀伊長島地区での精神障がい者サロンの世話人活動、入院している者への面会や外出支援活動（受益者負担あるいはボランティア活動）を行う等の活動を支援する。また、地域移行・定着支援の担い手として、交流会や同行支援等の活動にも参加していくよう支援する。

一方で団体代表4名が、年1回以上、研修に参加できるようにし、その内容を総会等で仲間に伝達するようにする。

(8) 現在実施している障がい別対応業務

① 身体障がい者対応

申請代行、生活相談、福祉用具購入、受診支援  
歩行訓練（尾鷲市 社会参加促進事業）の開催支援  
広報 CD 作成の支援（尾鷲市 社会参加促進事業）  
ピアサポーター活動支援  
コミュニケーション支援（手話通訳・点訳等）

② 知的障がい者対応

申請代行、生活相談、受診支援  
入所調整会議への参加  
紀北作業所・ゆめ向井工房・分場瑠璃が浜等との連絡調整

- ③ 精神障がい者対応業務
  - 心理教育、サービス利用支援、受診支援、医師連絡、
  - ピアサポーター活動支援、ピアサポーターによる紀伊長島サロン支援
  - 保健所地域精神保健福祉連絡会への参加
  - 地域移行連絡協議会への参加と協力・・・グループホームの検討を進める
  - 紀南会尾鷲診療所、熊野病院、オランジュとの連絡調整
  - ひのきの会就労継続 B 型事業所 やきやまふぁーむ等との連絡調整
  - 管外精神科病院退院支援
- ④ 発達障がい者対応業務
  - 発達支援センター（れんげの里）との連携協力
  - かとう小児科（個別療育等）との連絡調整
- ⑤ 高次脳機能障がい者対応業務
  - 高次脳機能障がい相談支援センターとの連携協力
- ⑥ 難病患者等対応業務
  - 保健所、難病相談支援センターとの連携協力

## 2. 障害児等療育相談支援事業（三重県委託事業：尾鷲市社会福祉協議会受託）

将来的に紀北地域を包括する児童発達支援センター設置をめざすために、検討を重ねながら、療育体制の強化を図る。現在のすまいる教室のメリットである柔軟な対応を残しながら、活動を広げるためには受託事業だけではなく、給付事業も視野に入れるなど、財源（収入）確保や応援体制の方策を考える。

- (1) すまいる教室の開催
  - 火 水 木 金開催（人数増加にあわせて、年度途中にグループを増やす）
  - 交流会・・・全グループ合同で開催。夏祭り・クリスマス会
  - 風の広場教室の開催・・・就学前の児童のみ年4回
- (2) 個別指導援助のための検討会
- (3) 相談支援・・・サービス調整、生活相談
- (4) 発達障害児の早期発見システムへの参加協力（チームおわせ、紀北町など）
- (5) 関係機関との連携・療育連絡会議の開催
  - 保育園 幼稚園 小中学校・特別支援学級 東紀州くろしお学園
  - 市町教育委員会 市町保健師
  - かとう小児科 紀州児童相談所 れんげの里発達支援センター
  - あいあい放課後ディサービス 重症心身障害者相談事業（尾鷲総合病院）
  - あすなろ学園 草の実リハビリテーションセンター

他地域の特別支援学校

親の会・当事者の会

(6) 乳幼児検討委員会への参加

(7) その他 親の会・当事者会支援

すまいる教室レベルアップのための研修受講

### 3. ジョブサポーター事務局運營業務（三重県生活部より受託）

障がい者就労を支援する機関、雇用している事業主、特別支援学校からの要請に応じ、働く職場にジョブサポーター（支援者）を派遣し、職場で起こっている問題を検討し、職場定着を支援していく。紀北作業所の就労・生活支援ワーカーと連携を図り、その指導を受けながら、計画的に支援に入る。

### 4. 日中一時支援事業（尾鷲市・紀北町より受託）

夏休み等の長期休暇において、家庭外での居場所が必要な障がい児に対して日中一時支援サービスを提供する。今年度も夏休み・冬休み・春休みに実施する。

平成25年度実施予定対象者数 13名（1日当たり利用者6名分の予算範囲）

### 5. 地域活動支援事業（自主事業）

障がい者向けの教室（フラワーアレンジメント教室・音楽教室）や支援の必要な当事者活動（ウイークエンドサークル・元気会）を地域活動支援事業として総合相談支援事業と区別して実施または支援する。

### 6. 就業・生活支援事業（三重県委託事業：紀北作業所受託）

公立の知的障がい者授産施設である紀北作業所を中心に、地域の障がい者の就業・生活支援として、一般就労支援の他、資格取得や職場体験の支援等を実施している。平成25年度は、特別支援学校との連携を強化し、ジョブサポーターを積極的に導入し、障がい者就労の支援や定着を図る。また、ひきつづき地域における障がい者就労支援体制の課題検討を行う。A型やB型就労継続支援事業所との連携を強化する。

### Ⅲ 介護サービス部門

#### 1 居宅介護支援事業所

##### 1. 重点目標

居宅介護支援事業では、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、利用者、家族の意向をもとに必要度の高い介護ニーズに対して効果的なサービスを提案し、利用者が望む生活に近づけるよう最善のケアプランを提案していくとともに地域に愛され利用者から選択される事業所を目指し、新規利用者の確保に努める。また、専門職として資質向上を念頭に置いた各種研修の参加を積極的に行い、職員の技量を高めていく。

##### 2. 事業方針

- (1) 管理者を中心とした組織作りで業務全般の改善を行い、地域から信頼・選択される事業所を目指す。
  - ①. 介護支援専門員やその他の従業者の管理
  - ②. 利用の申し込みに係る調整
  - ③. 業務の実施状況の把握
  - ④. 従業者に必要な指揮命令とともに業務管理を一元的に行う。
- (2) 利用者や家族の在宅における生活意向を考慮したケアプランを作成する。
  - ①. 居宅サービス計画の作成
  - ②. 利用者、サービス事業所との連絡調整
  - ③. サービス担当者会議の開催
  - ④. 実施状況の把握
- (3) 医療との連絡・連携を行う。
  - ①. 入退院時をはじめ、医療機関などと利用者に関する情報共有を行う。
- (4) 介護保険要介護認定調査の実施（委託）
- (5) ケアマネジメントの質の向上を図る。
  - ①. 日常業務の個々の機会を通して主任、職員相互間で切磋琢磨していく。
  - ②. 居宅介護支援事業所連絡会や高齢者虐待防止に関する研修などの外部研修に、積極的に参加し、個々の職員の技量を高める。
  - ③. 認知症、独居高齢者に関する知識や援助技術の習得で、質の高いケアの充実を図り、サービスを強化する。

## 2 訪問介護事業所

### 1. 訪問介護・障害福祉サービス事業

#### 1. 重点目標

新規利用者や緊急時の対応に関する報酬加算など、サービス提供責任者の職責が評価されるため、介護報酬に見合うようサービス提供責任者の質の向上に重点を置くとともに、利用者本位のサービス提供と訪問介護員に対する連絡・相談・教育が行える体勢作りに努める。また、サービス提供責任者をはじめ、全職員のレベルアップを図るため、各種研修への参加を積極的に行う。

#### 2. 事業方針

- (1) 管理者を中心とした組織作りで業務の効率化を図る。
  - ① 従業者および業務の管理を一元的に行う。
  - ② 従業者に必要な指揮命令を行う。
  
- (2) サービス提供責任者の業務を明確にし、効率的・効果的な組織運営を行う。
  - ① サービスの申し込みに係る調整を行う。
  - ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。
  - ③ サービス担当者会議など、居宅介護支援事業所と連携を図る。
  - ④ 訪問介護員に対して具体的な援助目標や援助内容を指示し、利用者の状態について情報を伝達する。
  - ⑤ 訪問介護員の業務の実施状況を把握する。
  - ⑥ 訪問介護員の能力や意見を踏まえ、有効かつ効果的な業務管理を行う。
  - ⑦ 訪問介護員に対する研修、技術指導を行う。
  - ⑧ その他、サービス内容の管理に必要な業務を行う。
  
- (3) 利用者・家族のニーズを尊重した介護サービス計画書の作成と、質の高いサービスの提供を行う。
  - ① 利用者に関する情報、サービス提供にあたっての留意事項の伝達および訪問介護員の技術指導を目的としたチーム会議を定期的を開催する。
  
- (4) 業務中の事故や利用者の体調の変化等に対する臨機応変力を研修等を通じて身につける。



(5) 苦情処理や業務事故に対しては管理者を中心に、誠実に対応する。

(6) 事務処理をはじめとする業務全般の改善とニーズの発掘を行う。

## 2. 保険外サービス事業

病院等、入退院に伴う送迎等のサービス提供に当たり介護保険でのサービス提供が前提であるという、本事業の本来の姿を再確認し、本人にとって必要で、自立を妨げない範囲でのサービス提供に努める。

## 3. 一般乗用旅客運送事業（患者等輸送事業）

介護輸送では、介護が必要な利用者に対する輸送であるという意識を持ち、これまで以上に利用者の安全に配慮した車両管理と運転技術の向上を目指す。

(1) 運行管理体制の確立と安全運転の励行および研修などの実施

(2) 必要な人材確保（二種免許）と効果的な運営

## 3 訪問入浴事業所

### 1. 重点目標

利用者が住み慣れた家での生活を維持できるようなサービス提供を追及するとともに、笑顔での対応に心がける。また、サービスの質を維持するためのカンファレンスを含め、研修等を行い、職員のレベルアップを図る。

市内で唯一当該事業を実施しているという強みを生かし、居宅介護支援事業者、医療機関等の関係機関との綿密な連携を図ることで、ニーズに応じたきめの細かいサービスの提供を目指していく。

### 2. 事業方針

(1) 情報を共有し、管理者を中心とした効率的な事業運営を行う。

- ①. 従業者および業務の管理を一元的に行う。
- ②. 従業者の助言を受けながら、管理者を中心に計画立案し実行する。
- ③. 入浴の利用申し込みに係る日程調整等を円滑な運営に努める。
- ④. 業務の実施状況を的確に把握し、スムーズに運営する。
- ⑤. その他必要に応じ、一元的に管理する。

(2) 各関係機関・団体との連携を密にし、常に利用者の心身の状況把握に努める。

- ①. 介護事業所のサービス提供責任者やサービス担当者会議などを通じて、利用者の心身の状況や環境に沿ったサービスを提供する。
- ②. 居宅介護支援事業者や保健医療サービス、福祉サービス提供者などと連携を図る。

(3) 職員のレベルアップを図り、質の高いサービスを提供する。

- ①. 「利用者・家族への思いやり」をモットーに質の高いサービスの提供とともに親切、丁寧等により、信頼サービスを追及する。
- ②. 衛生管理やサービスに関する知識と技術を身につけるため、チーム会議や研修を実施する。
- ③. チームワークを重視し、資質向上の支援をし、安心して仕事のできる職場環境づくりに努める。

(4) 苦情処理や業務事故に対する管理体制を強化する。

## 4 デイサービス “いきいき”

### 1. 重点目標

短時間デイサービス事業所としての特徴を生かした要介護者、要支援者に対するデイサービスの充実と予防的な支援を行う一次予防・二次予防の充実を図る。

### 2. 事業方針

(1) 管理者を中心としたスムーズな事業運営を行う。

- ①. 従業者の管理を一元的に行う。
- ②. 利用の申し込みに係る調整を図る。
- ③. 業務状況を常時把握した上での運営を行う。
- ④. 従業者に必要な指揮命令のもと、業務管理を一元的に行う。

(2) 各関係機関との連携と利用者の心身の状況把握に努める。

- ①. ケアプラン作成に関わる関係者が協議するサービス担当者会議などを通じて、心身の状況や環境に沿ったサービスを行う。
- ②. 地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、保健医療サービス、福祉サービス提供者等と連携を図る。
- ③. 精神障がい者生活介護（デイケア）の実施に向けての協議を行う。

(3) 職員のレベルアップと各専門職の知識と技術を集約し各種加算の取得に見合う質の高いサービスを提供する。

- ①. 衛生管理やサービスに関する知識と技術を身につけ、個々の職員のレベルアップを目的とした研修を実施する。
- ②. 利用者に関する情報やサービス提供にあたっての技術指導などを目的とした会議を定期的開催する。
- ③. 機能訓練指導員、生活相談員、介護員が協同してサービスの提供を行う。
- ④. 利用者ニーズを最優先に考えると同時に、残存機能の維持・向上を目的とした介護予防サービスを心がける。

## 5 輪内デイサービスセンター

### 予防通所介護・通所介護・障害者デイサービス(基準該当生活介護) 一般高齢者介護予防事業(市委託)の実施

#### 1. 重点目標

介護保険サービスのデイサービスと障害者自立支援法に基づく基準該当生活介護（障害者デイサービス）を事業の中心として実施しており、法令順守のもと利用者本位のサービスを提供する。在宅生活の維持や自律支援、生活の質の向上などに取り組むとともに輪内センターを支える職員のレベルアップにも努めていく。また、地域の高齢者がいつまでも元気に生活ができるように支援する一次予防・二次予防事業（市委託事業）にも力を注ぎ、地域に信頼される事業所づくりを目指す。

#### 【概要】

- 利用定員 : 1日30人
- サービス内容 : 送迎サービス、健康チェック、入浴サービス  
レクリエーション活動、食事サービス、機能訓練
- 年間行事等 : (春)花見、(夏)夏祭り、(冬)クリスマス会、その他  
保育園・学校・地域サークル・実習生・ボランティアの受入れ

#### 2. 事業方針

##### (1) 質の高いデイサービスを提供する。

利用者や家族の意向を尊重しながら、管理者や生活相談員など専門職により利用者の心身の状態を把握し、一人ひとりのニーズに合わせた質の高いサービスを提供する。また、常に適切なサービスを実施するために、サービス内容を定期的に評価していき、必要ときにはサービス内容の見直しを行っていく。

##### (2) 利用者に応じたプログラムを実践する。

送迎、入浴、食事、排泄行為などについて、利用者の心身の状態に応じて支援する。機能訓練やレクリエーションでは、利用者自らが主体的に取り組むよう働きかけ、身体機能の維持・向上を図ることで在宅での生活に結びつけていく。

##### (3) 利用者および家族、関係機関と連携に努める。

利用者の心身の状態については家族をはじめ、かかりつけ医や介護支援専門員など関係機関と常に連携を図り、利用者の小さな変化も把握していく。

(4) 職員の資質向上を図る。

- ①. 介護技術や接遇技術の向上だけでなく、利用者の思いに気づき、利用者に寄り添う介護を実践する。
- ②. 事業所の都合ではなく、利用者の都合を考え行動する。
- ③. 1年に1回以上全体研修を行い、接遇や介護技術を習得する。
- ④. デイサービス業務終了後に行う終礼で、利用者の状態やサービスの質について意⑤. 見を出し合い、全員が共有できる体勢作りに努める。
- ⑥. 職員の要望をくみ上げ、働きやすい職場を目指す。
- ⑦. 職員一人ひとりが広い視野を持ち、事業所全体を見つめ直し改善していく。
- ⑧. 個人情報の保護・管理については十分に配慮し、守秘義務は遵守する。

(5) 迅速かつ適切な緊急・災害時対応に努める。

- ①. 事故発生時はマニュアルに沿って迅速かつ適切に対応する。
- ②. 事故発生した原因、対策を総合的に検討し、今後の事故防止の対策として活用する。
- ③. 利用者の状態が急変した場合、マニュアルに沿って対応するとともに、家族・主治医・関係機関等に速やかに連絡し、状況によっては救急車を要請するなど、利用者の命を最優先に考える。
- ④. 当所および近隣で火事が発生した場合は、防火管理者の指示に従い速やかに利用者を安全・適切な方法で避難誘導するなど、利用者の安全確保を第一に考えて行動する。
- ⑤. 地震や津波が発生した場合は、利用者の避難誘導など安全確保を行い、当会本部、尾鷲市災害対策本部と連携し、利用者の安全と二次災害の防止に努める。
- ⑥. 火災・地震等の非常災害に備え、消火訓練・避難訓練を年2回以上実施する。

(6) 適切な苦情対応に努める。

利用者やその家族からの苦情・要望は今後のサービス提供を行う上での、大切な提言であると捉えて誠実に対応する。苦情を受けた際は苦情報告書を作成し、適宜、検討のうえ改善策を講じる。

(7) 衛生管理に留意する。

- ①. 事業所の設備・備品等は定期的に消毒を施すなど、清潔の保持や衛生管理に十分留意する。
- ②. 職員は感染症に関する基礎知識の習得に努め、年一回以上の健康診断を受診する。

## 5 輪内デイサービスセンター

### 予防通所介護・通所介護・障害者デイサービス(基準該当生活介護) 一般高齢者介護予防事業(市委託)の実施

#### 1. 重点目標

介護保険サービスのデイサービスと障害者自立支援法に基づく基準該当生活介護（障害者デイサービス）を事業の中心として実施しており、法令順守のもと利用者本位のサービスを提供する。在宅生活の維持や自律支援、生活の質の向上などに取り組むとともに輪内センターを支える職員のレベルアップにも努めていく。また、地域の高齢者がいつまでも元気に生活ができるように支援する一次予防・二次予防事業（市委託事業）にも力を注ぎ、地域に信頼される事業所づくりを目指す。

#### 【概要】

- 利用定員 : 1日30人
- サービス内容 : 送迎サービス、健康チェック、入浴サービス  
レクリエーション活動、食事サービス、機能訓練
- 年間行事等 : (春)花見、(夏)夏祭り、(冬)クリスマス会、その他  
保育園・学校・地域サークル・実習生・ボランティアの受入れ

#### 2. 事業方針

##### (1) 質の高いデイサービスを提供する。

利用者や家族の意向を尊重しながら、管理者や生活相談員など専門職により利用者の心身の状態を把握し、一人ひとりのニーズに合わせた質の高いサービスを提供する。また、常に適切なサービスを実施するために、サービス内容を定期的に評価していき、必要ときにはサービス内容の見直しを行っていく。

##### (2) 利用者に応じたプログラムを実践する。

送迎、入浴、食事、排泄行為などについて、利用者の心身の状態に応じて支援する。機能訓練やレクリエーションでは、利用者自らが主体的に取り組むよう働きかけ、身体機能の維持・向上を図ることで在宅での生活に結びつけていく。

##### (3) 利用者および家族、関係機関と連携に努める。

利用者の心身の状態については家族をはじめ、かかりつけ医や介護支援専門員など関係機関と常に連携を図り、利用者の小さな変化も把握していく。

(4) 職員の資質向上を図る。

- ①. 介護技術や接遇技術の向上だけでなく、利用者の思いに気づき、利用者に寄り添う介護を実践する。
- ②. 事業所の都合ではなく、利用者の都合を考え行動する。
- ③. 1年に1回以上全体研修を行い、接遇や介護技術を習得する。
- ④. デイサービス業務終了後に行う終礼で、利用者の状態やサービスの質について意⑤. 見を出し合い、全員が共有できる体勢作りに努める。
- ⑥. 職員の要望をくみ上げ、働きやすい職場を目指す。
- ⑦. 職員一人ひとりが広い視野を持ち、事業所全体を見つめ直し改善していく。
- ⑧. 個人情報の保護・管理については十分に配慮し、守秘義務は遵守する。

(5) 迅速かつ適切な緊急・災害時対応に努める。

- ①. 事故発生時はマニュアルに沿って迅速かつ適切に対応する。
- ②. 事故発生した原因、対策を総合的に検討し、今後の事故防止の対策として活用する。
- ③. 利用者の状態が急変した場合、マニュアルに沿って対応するとともに、家族・主治医・関係機関等に速やかに連絡し、状況によっては救急車を要請するなど、利用者の命を最優先に考える。
- ④. 当所および近隣で火事が発生した場合は、防火管理者の指示に従い速やかに利用者を安全・適切な方法で避難誘導するなど、利用者の安全確保を第一に考えて行動する。
- ⑤. 地震や津波が発生した場合は、利用者の避難誘導など安全確保を行い、当会本部、尾鷲市災害対策本部と連携し、利用者の安全と二次災害の防止に努める。
- ⑥. 火災・地震等の非常災害に備え、消火訓練・避難訓練を年2回以上実施する。

(6) 適切な苦情対応に努める。

利用者やその家族からの苦情・要望は今後のサービス提供を行う上での、大切な提言であると捉えて誠実に対応する。苦情を受けた際は苦情報告書を作成し、適宜、検討のうえ改善策を講じる。

(7) 衛生管理に留意する。

- ①. 事業所の設備・備品等は定期的に消毒を施すなど、清潔の保持や衛生管理に十分留意する。
- ②. 職員は感染症に関する基礎知識の習得に努め、年一回以上の健康診断を受診する。

## IV 輪内高齢者サービスセンター

### 1. 社会福祉協議会の分室

- (1) 地区福祉委員会活動の推進
- (2) ボランティア活動の推進
- (3) 福祉に関する各種相談事業の実施
- (4) 各種募金事業

### 2. 輪内地区配食サービス事業の実施

- (1) 輪内地区での生活支援型配食サービス事業の受託及び自主事業(あったか弁当)の実施 (週3回)

### 3. 輪内高齢者サービスセンターの管理・運営

- (1) 尾鷲市より施設指定管理者の指定を受け、効果的な管理、運営を行う。
- (2) 館内施設機能の有効活用及び施設の効果的な運営
- (3) 輪内地区における地域福祉向上のための有効な活用  
地域包括支援センター及び障がい者総合相談支援センター主催の講習会  
相談会の実施
- (4) デイサービス営業時間外での災害時における避難収容施設として受け入れ  
体制整備
- (5) AEDの使用方法の研修会などの災害時を想定した研修会の実施